

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 空気式防舷材、外の購入
- (2) 仕様・数量 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和5年10月27日
- (4) 納入場所 仕様書のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、登録されている者であること。
- (4) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 入札説明書5に示す証明書等を提出し、要求仕様を満たしていることが認められた者であること。
- (6) 令和5年4月1日から有効な、令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の申請を行っている、又は行うことを確約すること。

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、落札者は担当者の指示に従い入札金額内訳書を提出すること。

4 契約条項を示す場所並びに入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場所 水産庁北海道漁業調整事務所総務課（札幌第1合同庁舎13階）
- (2) 日時 令和5年4月27日（木）～令和5年5月16日（火）午前10時～午後5時（行政機関の休日を除く。）

5 証明書の審査

仕様書に基づいて作成した証明書（様式第1号）と商品が仕様を満たしていることが証明できる書類（カタログ等、様式は問わない。）を分任支出負担行為担当官が審査し、要求仕様を満たした者を最終的に当該競争に参加させるものとする。

6 証明書等の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 水産庁北海道漁業調整事務所総務課（札幌第1合同庁舎13階）
 - (2) 提出期限 令和5年5月16日（金）午後5時
 - (3) 提出書類
 - ・入札説明書の仕様書に基づいて作成した証明書
(カタログ等については様式は問わない)
 - ・資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
 - ・入札参加意志表明書
- ※ 入札参加意志表明書のみ令和5年5月11日（木）までの提出とし、提出方法は問わない。（郵送でもFAXでも可）
それ以降に書類を受け取る場合は、受け取り次第速やかに提出すること。

7 入札執行の場所及び日時

- (1) 場所 札幌第1合同庁舎12階会議室
- (2) 日時 令和5年5月17日（水）午前10時

※ 郵送による場合、記録が確実に残る方法により令和5年5月16日（火）午後5時までに北海道漁業調整事務所総務係宛てに提出するものとする。

8 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札保証金及び契約保証金

免除する。

10 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

11 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12 その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

令和5年4月27日

分任支出負担行為担当官
北海道漁業調整事務所長 内山 裕三

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）を御覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。